

神社本庁

代表役員不在の

異常事態

金刀比羅宮など
有力神社の離脱につながった
神社本庁のガバナンス不全是、
新たな不毛の法廷闘争に突入した。

全国の神社と神職を束ねる宗教法人神社本庁で、代表役員である総長不在の異常事態が続いている。正確に言えば、5月28日の臨時役員会で、神社本庁トップの鷹司尚武総理が菅原高徳氏を新総長に指名したのだが、田中恆清総長が率いる神社本庁がそれを認めず、地位保全を求める仮処分の申請書を菅原氏が所在する旭川地方裁判所に提出した。



鷹司尚武総理(右) vs 田中恆清総長(上)

総長の座は係争案件となった。6月6日、菅原氏サイドは神社本庁が本部を置く東京都渋谷区の登記所に、代表役員の登記申請を行ったが、法務局は係争となったことで判断を保留、代表役員登記は完了していない。

鷹司総理の指名は有効か否か——。詰まるところ法廷ではそこが争われるが「総理 vs 総長」の争いの背景を説明しな

ればならないだろう。まず前提として神社本庁の「生い立ち」である。

「伝家の宝刀」を抜いた鷹司総理

第2次世界大戦後、日本を統治していたGHQ（連合国最高司令官総司令部）は、国家神道を廃止、政教分離を徹底する「神道指令」を出す。神祇院のもと国家と共にあった神社界は、その逆風のなか、1946年、伊勢神宮を神道思想の中心に置く「本宗」として宗教法人神社本庁を設立、再出発した。

神社本庁の名譽を象徴する総裁は、北白川房子さん（明治天皇の第7皇女）が初代で、現在は池田厚子（昭和天皇の第4皇女）さんが就いている。池田総裁は伊勢神宮の祭主も務めていたが、高齢もあって、上皇の長女で清子内親王だった黒田清子さんに「神宮祭主」の座は譲った。

名譽職の総裁に対し、宗教法人神社本庁の代表を務めるのは総理だった。こちらは男性の旧皇族、旧華族が務めることが多く、宗教教団の代表と事務的な宗教法人の代表をひとりで兼ねるのは大変だということでも、事務総長を置いて法人面の総理の仕事は補助した。

その後、傘下の神社、神職が引き起こし

たトラブルが法廷闘争に発展する際、総理が法廷に立つこともあり、「総理に法人運営上の責任を負わせるのはいかがなものか」という意見もあって、1976（昭和51）年、神社本庁規程の改正が行われた。これによって総理が教団面を代表し、法人面の代表を事務総長が務めることになり、呼称を総長と改めた。宗教法人社社本庁の登記上の代表役員は総長である。

神社本庁は、旧女性皇族が務める「象徴」としての総裁、旧皇族・華族などが担う「権威」としての総理、有力神社宮司が就く「権力」としての総長という三つの職責が存在するようになった。

「権威」といっても、宗教団体として神社本庁は、宗教法人社社本庁を包含しており、総理は宗教団体としての神社本庁の代表機関たる役員であり、総長を従える立場。これは後述する神社本庁憲章の規定である。

神社本庁規程第12条第2項は、「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから総理が指名する」となっている。従って、指名権は総理にあるわけだが、これまでは、議を経た役員会の結論が事務方によって総理に伝えられ、それを総理が「追認する」という形で行われてきた。

庁規改正以降、46年間で8名が総長（1

期3年を複数回務めるのが通例）となっているが、総理が役員会の大勢に従わず、異を唱えたことはなかった。だが、鷹司総理は「指名権」という「伝家の宝刀」を抜いて、田中氏を外して菅原氏を総長に指名した。鷹司総理は、就任以来、胸に秘めた「神社本庁にガバナンスを取り戻したい」という思いを実行したのだろう。

4期12年牛耳る「田中」打田コンビ

神社本庁が大きく揺らぐのは、本庁資産の川崎・百合丘宿舍売却をめぐる疑惑発覚だ。神社本庁は、2015年10月、競争入札ではなく随意契約で出入り業者のディンブル・インターナショナルに1億8400万円で売却した。同社は即日転売で約3千万円を労せずして得た。さらに物件は転売され、半年後に3億5000万円に跳ね上がった。

このディンブル社が、過去にも本庁資産を独占売買、関連会社が「皇室」というビジュアル誌の直販の販売元だった。癒着を疑われるのも当然で、事実、同社社長は田中総長の右腕である打田文博・神道政治連盟（神政連）会長と懇意だった。

怪文書やネットのブログなどに情報が飛び交うのだが、神社本庁は17年8月、情報

の漏洩及び操作に関与したとして、幹部職員2人に懲戒解雇、降格などの処分を下した。同年10月、2人は地位確認訴訟を起した。

田中恆清氏は、京都・石清水八幡宮宮司で04年から副総長職にあり、10年に総長となり、2期6年が通常であるところ4期12年と異例の長期政権を敷いてきた。田中氏を支える打田氏は、本庁幹部を経て00年、小国神社（静岡県）宮司に転身するが、神社本庁の政界担当を継続、神政連幹事を経て神政連会長として本庁活動に関与している。神社本庁は、保守勢力の国民運動を推進する草の根組織「日本会議」の中核を担っているが、その動きをリードするのは日本会議副会長の田中総長、日本会議系、美しい日本の憲法をつくる国民の会」で事務総長を務める打田神政連会長である。

「改憲保守で立ち位置を同じくする田中」打田コンビは、互いの立場を利用して合って本庁に君臨しています。04年、田中さんが副総長になってからだから、もう20年近く本庁を牛耳ってきました（有力神社宮司）幹部職員の地位確認訴訟は3年半続き、21年3月18日、東京地裁は神社本庁敗訴の判決を言い渡す。地位確認は認められ、判決文のなかで裁判長は、ディンブル社とそ

の関連会社が過去の取引でも利益を得ていることから、「(田中総長と打田会長が)背行為を行ったと信じるに足りる相当な理由があった」と、踏み込んだ。神社本庁は、控訴、上告したものの、退けられ、解雇、降格の無効が確定した。

鷹司氏は、前任の北白川道久氏の急病の後を受けて、18年5月、統理に就任した。旧五摂家の鷹司家当主で上皇の甥、母は鷹司和子元神宮祭主という家柄ながら、豊富な社会経験も積んでいる。慶応大学大学院修了後、NECに入社し、NEC通信システム社長を務め、その後、神社界に転じ、伊勢神宮大宮司に就いていた。統理就任の時点で、田中・打田体制の長期支配がもたらす神社本庁のガバナンス不全を、経営者の目から感じ取っていたという。

「公判で明らかにされる疑惑の数々もさることながら、統理さまがおかしいと思っただけでは疑惑を封印する訴訟であり、反論を許さず従う者は人事で厚遇する強権支配です。しかも3期9年でも長いのに、19年5月、責任役員を田中派で固めて4期12年を決めた。私物化批判を受けて、一度は田中総長が、『総長退任』を口にしていただけに、『上に立つ者が軽々しく発言を変えてはいけな』と、強く批判しました」(神社本庁幹

部OB)

だが、この時、鷹司統理は異を唱えず、多数の役員推薦を受けた田中氏を総長に指名した。懸案となった訴訟が判決前だったこともある。だが、田中体制4期目の間に、地裁はもちろん高裁、最高裁でも退けられた。なのに、田中氏は5選を目指した。鷹司統理は、5月30日に出した「新総長指名書」のなかで、次のように書いた。

△最高裁判所の決定によって神社本庁の敗訴が確定した直後に就任する新総長には、今回のやうな事態に至った原因を客観的に検証して、襟を正して神社本庁が二度とこのやうな不祥事を犯すことがないやう、神社本庁の運営に遵法性、透明性、公正性を回復させる重い責任を負ふ▽

不祥事の主、疑惑の発生源、隠蔽に走った責任者が、敗訴確定でも居座ることなど許されないとこの意思表明である。

「終身総長体制」を確立する目論見

指名権が統理にあるという根拠は、神社本庁憲章に求めることができる。76年の庁規改正によって総長が宗教法人社社本庁の代表役員となったことにより、上位の役職者である統理の地位に関する問題が生じたこともあり、80年、神社本庁憲章が制定さ

れた。

憲章第5条2項は、「統理は神社本庁を総理し、これを代表する」とある。一方、庁規第7条は、「役員のうち総長は、宗教法人社社本庁の代表役員とし、法人を代表する」となっている。どちらも「代表」の文字が入っているが、憲章第17条は、「庁規及び規程等は、この憲章に準拠しなければならぬ」としている。つまり、憲章が庁規の上位規範である以上、統理は神社本庁の人事権を含めた決定権を持つ代表であり権力だ。鷹司統理は、その認識のもと、芦原新総長を指名、田中氏を排除した。

もともと、教義経典のない多神教で祖霊信仰を持ち、八百万の神を大切にしている。それが逆に、田中氏の5期15年を目指すという権力欲につながり、鷹司氏は「上位者」として、摩擦を承知で権力を行使せざるを得なかった。

香川・金刀比羅宮など有力神社の離脱につながった神社本庁のガバナンス不全は、新たな不毛の法廷闘争に突入した。田中氏が思い描くのは、内外の摩擦をものともせず、終身総長体制を確立することなのだろうか。

■筆者紹介 伊藤博敏 ジャーナリスト